産業イノベーション促進地域について (令和4年度以降)

(旧産業高度化・事業革新促進地域)

趣旨

製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進する。



地域範囲

沖縄県全域

措置概要

①投資税額控除

- ・控 除 率:機械装置等15%、建物等8%、構築物(LNGサテライト設備)8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額:機械装置等100万円超、建物等1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②特別償却

- ・償却割合:機械装置等34%、建物等20%、構築物(LNGサテライト設備)20% ※限度額あり ※取得下限額並びに県知事による認定及び主務大臣による確認については①と同様
- ③地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税)の課税免除等

①、②は選択制

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

対象事業

製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、デザイン業、電気業、自然科学研究所、特定のガス供給業

適用期限

令和4年4月1日~令和7年3月31日